

1. 緑の基本計画の概要

1-1 緑の基本計画とは

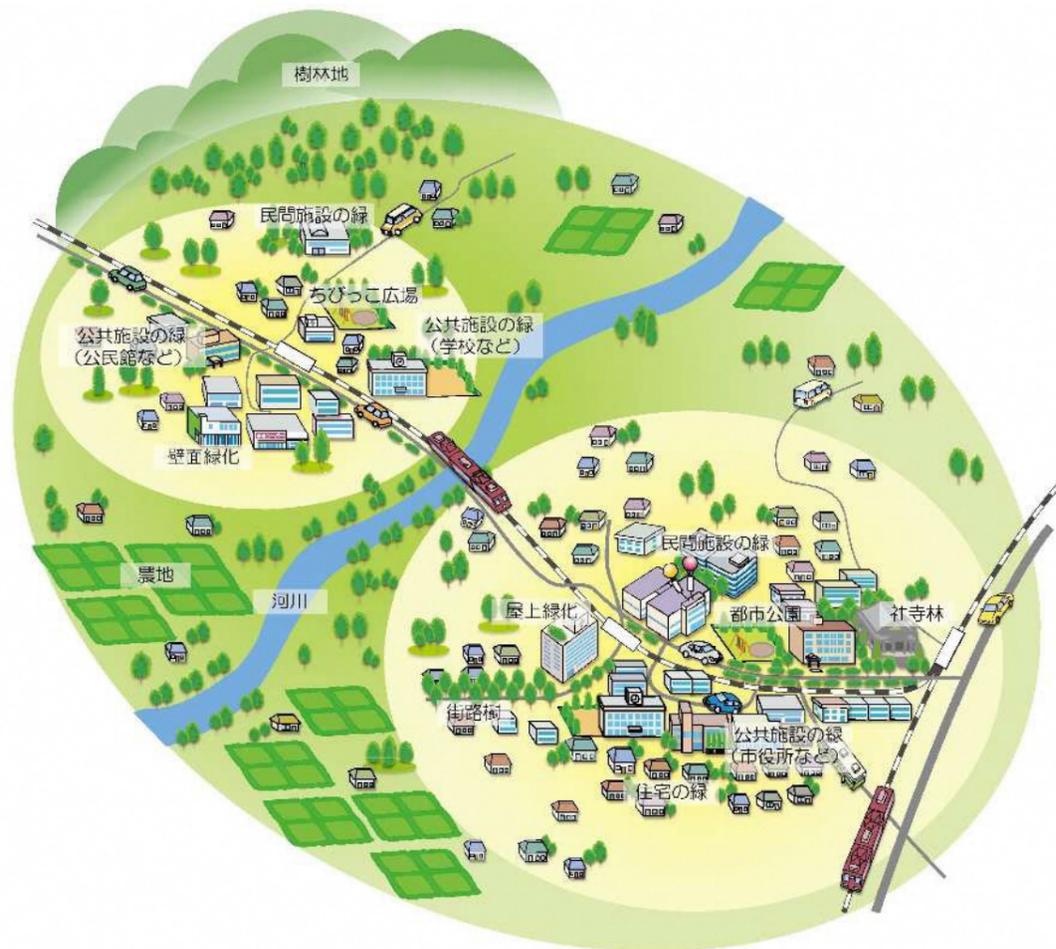
緑の基本計画とは、都市緑地法第4条に基づき策定する「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」です。また、緑の現状や緑に対するニーズを踏まえ、「緑地の保全及び緑化の目標」や「緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項」を示すとともに、都市公園の整備、緑地の保全や緑化の推進方策について、総合的に進めていくものです。

1-2 都市における緑とその機能

(1) 対象とする緑

緑の基本計画で対象とする緑は、公園緑地・農地・河川などの水辺・樹林地・社寺林・学校・緑化された民有地や工場など幅広い空間を対象としています。

対象とする緑地は、下図に示す通り、施設緑地と地域制緑地等に分類されます。



■ 緑のイメージ ■

(2) 緑が有する機能

「緑」が持つ多様な機能は、私たちの生活に様々な効果をもたらしています。

- ① <環境保全> 人と自然が共生する都市環境の確保
 - 二酸化炭素の吸収、大気の浄化、ヒートアイランド現象の緩和、騒音・振動の緩和
 - 野生生物の生息・生育地として生態系を構築
- ② <レクリエーション> 多様な機能の活用による変化に対応した余暇時間の確保
 - 運動や健康づくりの場
 - 自然とのふれあいの場
 - 地域コミュニティの場
- ③ <防災> 都市の安全性の確保
 - 避難地や避難路、火災の延焼防止帯
 - 消防活動やボランティアなどの救援活動拠点、復旧活動拠点、仮設住宅地、広域防災拠点
- ④ <景観形成> 多様性や四季の変化が心を育み、潤いのある美しい景観の形成
 - 四季の変化を実感できる快適な生活環境や美しい景観の創出
 - 地域固有の文化や歴史と融合した魅力ある地域づくり



■ 緑が有する機能 ■

資料：「公園緑地マニュアル 平成29年度版」(一般社団法人日本公園緑地協会)

2. 本計画の改訂の概要

2-1 改訂の背景

本市では平成 22 年度に「緑の基本計画 2011→2020」を策定し、これまで計画的に緑化や緑の保全を行ってきましたが、現行計画についても、目標年次の令和 2（2020）年度に近づいており、計画の更新・改訂の時期を迎えています。

さらに、平成 29 年には都市公園法、都市緑地法、生産緑地法が改正され、以下のような具体的な課題に対する制度の創設・拡充が図られており、適切な対応が求められています。また、平成 30 年度に「愛知県広域緑地計画」が改訂され、市町村における取組の方向性が示されており、市の緑の基本計画の改訂にあたり、具体的な取り組み内容を位置づけることが望めます。なお、市町村における取組の緑の配置方針では、取組 1「生物多様性の確保に向けた水と緑のネットワークの形成」・取組 2「将来都市構造の構築と連動した緑の配置」が記載されています。このことから、生物多様性の確保の視点を強化するとともに、人口減少や少子高齢化など社会情勢の変化に対応した集約型都市構造への再構築を見据え、緑の基本計画の改訂を行う必要があります。

◆都市緑地法改正のポイント

- ・緑の基本計画の記載事項として、「都市農地の計画的な保全及び都市公園の老朽化対策等の計画的な管理の推進」を追加
- ・緑地の定義に「農地」が含まれることを明記

◆都市公園法改正のポイント

- ・公募設置管理制度（Park-PFI）の創設
- ・PFI 事業の設置管理許可の延伸
- ・保育所等の占用物件への追加（特区の全国措置化）
- ・公園の活性化に関する協議会の設置
- ・都市公園の維持修繕基準の法令化

◆生産緑地法改正及び関係法令制定のポイント

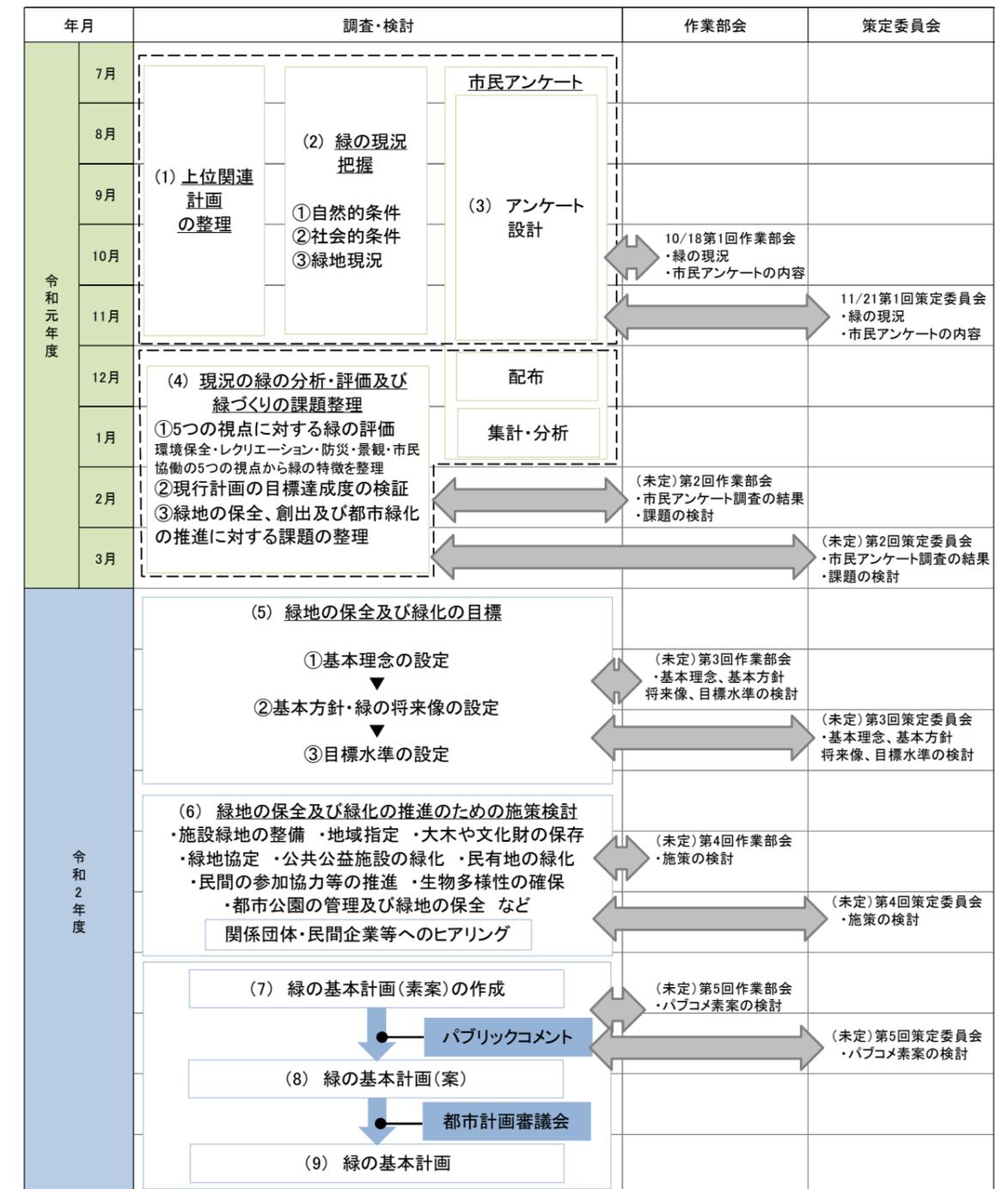
- ・面積要件、一団性の緩和
- ・＜都市農地の賃借の円滑化に関する法律（農林水産省）＞生産緑地を対象とした都市農地の賃借を円滑化するための制度制定

※本市には生産緑地地区はありませんが、都市計画運用指針の改正により、三大都市圏の特定市以外の都市においても生産緑地地区を定めることが望ましいとされています。

■ 関係法令改正のポイント ■

2-2 計画策定のプロセス及びスケジュール（案）

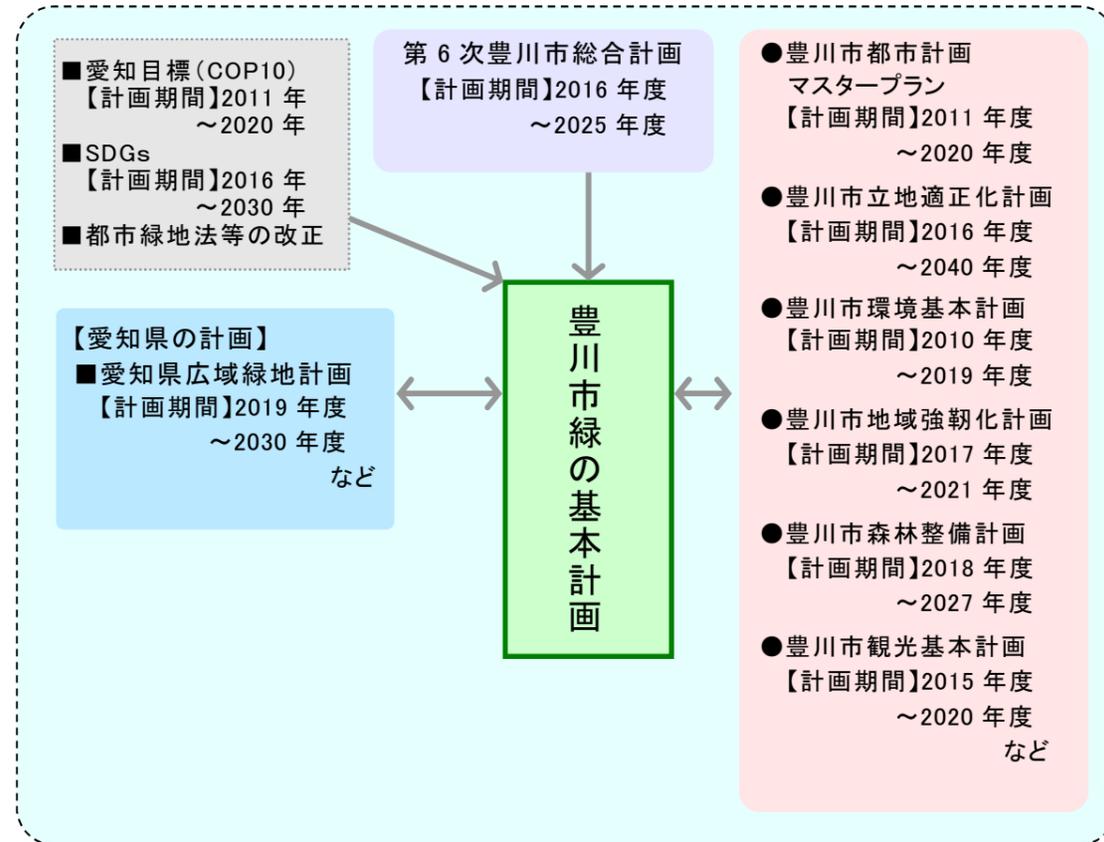
計画策定のプロセス及びスケジュール（案）を以下に示します。なお、来年度の実施スケジュールについては現時点では想定となります。



2-3 本計画の位置付け

本計画の改訂にあたっては、「第6次豊川市総合計画」に即し、「豊川市都市計画マスタープラン」などと適合するとともに、「愛知目標」、「SDGs」、「愛知県広域緑地計画」等の国や県の目標・方針を念頭に置きます。

本計画に関連する主な計画の概要を次頁から示します。



■ 本計画と上位関連計画との関係 ■

(1) 国が示す目標

1) 愛知目標 (2011年～2020年)

2010年に愛知県名古屋市で開催されたCOP10(生物多様性条約第10回締約国会議)において、生物多様性に関する世界目標である「愛知目標」が採択されました。緑の基本計画に生物多様性を組み込むことは、愛知目標の「目標1」「目標2」「目標5」「目標12」などの項目の達成に寄与します。

■ 愛知目標の20の個別目標 ■

目標1	人々が生物多様性の価値と行動を認識する	目標11	陸域の17%、海域の10%が保護地域等により保全される
目標2	生物多様性の価値が国と地方の計画などに統合され、適切な場合に国家勘定、報告制度に組み込まれる	目標12	絶滅危惧種の絶滅・減少が防止される
目標3	生物多様性に有害な補助金を含む奨励措置が廃止、又は改革され、正の奨励措置が策定・適用される	目標13	作物・家畜の遺伝子の多様性が維持され、損失が最小化される
目標4	すべての関係者が持続可能な生産・消費のための計画を実施する	目標14	自然の恵みが提供され、回復・保全される
目標5	森林を含む自然生息地の損失が少なくとも半減、可能な場合にはゼロに近づき、劣化・分断が顕著に減少する	目標15	劣化した生態系の少なくとも15%以上の回復を通じ気候変動の緩和と適応に貢献する
目標6	水産資源が持続的に漁獲される	目標16	ABSに関する名古屋議定書が施行、運用される
目標7	農業・養殖業・林業が持続可能に管理される	目標17	締約国が効果的で参加型の国家戦略を策定し、実施する
目標8	汚染が有害でない水準まで抑えられる	目標18	伝統的知識が尊重され、主流化される
目標9	侵略的外来種が制御され、根絶される	目標19	生物多様性に関連する知識・科学技術が改善される
目標10	サンゴ礁等気候変動や海洋酸性化に影響を受ける脆弱な生態系への悪影響を最小化する	目標20	戦略計画の効果的な実施のための資金資源が現在のレベルから顕著に増加する

2) SDGs (Sustainable Development Goals) (2016年～2030年)

持続可能な開発目標 (SDGs) とは、2015年の国連サミットで採択された2016年から2030年までの国際目標であり、17のゴールと169のターゲットで構成されています。

緑の基本計画に生物多様性への配慮を組み込むことにより、「⑪都市」「⑬気候変動」「⑮陸上資源」などの個別目標へ寄与します。

■ 関連個別目標の詳細 ■

目標⑪持続可能な都市
包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。

目標⑬気候変動
気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。

目標⑮陸上資源
陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。

■ SDGsの17の個別目標 ■

1.愛知県広域緑地計画（2019年～）

(1)基本方針

「健全で良質な緑」：緑づくりの基礎

「いのちを守る緑」

基本方針1：緑の恩恵を享受し、自然と調和し
災害にも強い緑の都市づくり

「暮らしの質を高める緑」

基本方針2：良好な生活環境と生活の質を高める
緑の空間づくり

「交流を生み出す緑」

基本方針3：多様な主体との連携と地域の特性を
活かす緑づくり



■愛知県の緑づくりを考える3つのイメージ

基本方針等	施策
「健全で良質な緑」	1 植物の生育に配慮した植栽計画の検討
	2 健全で良質な緑づくりに向けた普及啓発活動の実施
「いのちを守る緑」 基本方針1:緑の恩恵を享受し、自然と調和し災害にも強い緑の都市づくり	3 緑の恩恵を享受していくための生物多様性への配慮
	4 防災・減災に資する緑とオープンスペースの保全と創出
	5 緑を育む行動へと結びつく啓発活動の実施
	6 日常の安心につながる公園施設の維持管理と更新
「暮らしの質を高める緑」 基本方針2:良好な生活環境と生活の質を高める緑の空間づくり	7 生活の質の向上に貢献する身近な緑とオープンスペースの確保
	8 心と体の健康を支える緑の活用
	9 まちづくりと一体となった魅力的な緑づくりの推進
「交流を生み出す緑」 基本方針3:多様な主体との連携と地域の特性を活かす緑づくり	10 地域コミュニティを育む場としての緑の活用
	11 地域の特性を活かした緑のまちづくりの推進
	12 多様な主体による緑のまちづくりの推進

(2)市町村における取組の方向性

広域緑地計画においては、市町村が緑の基本計画を改訂する際の参考として、「緑の配置方針」と「施策検討」に関する20の取組を事例も含めて掲載しています。

		取組	
緑の配置方針		1 生物多様性の確保に向けた水と緑のネットワークの形成	
		2 将来都市構造の構築と連動した緑の配置	
施策検討	(1)総合的な取組について	3 地域特性に応じた植栽・管理	
		4 防災システム緑地の充実による災害対応	
		(2)都市公園等の整備及び管理について	5 官民連携による公園等の整備及び管理の推進
			6 多様な主体による公園緑地のマネジメントの促進
	7 計画的な公園施設の老朽化対策		
	(3)都市公園以外の施設緑地について	8 公園のストック再編の検討	
		9 市民緑地の活用による緑化推進	
		10 地域特性に応じた市民農園の検討	
	(4)地域性緑地の保全等について	11 街路樹等の適切な維持管理	
		12 特別緑地保全地区を活用した市街地内の緑地の保全	
		13 都市農地の保全	
		14 多自然川づくりの検討	
	(5)民有地を含めた緑化・保全について	15 民有地緑化の推進	
		16 緑の環境学習の推進	
		17 多様な主体の参画による緑のまちづくりの推進	
		18 緑化重点地区の指定	
		19 緑化地域の指定による緑化推進	
		20 保全配慮地区等を活用した緑の継承	

(1)まちの未来像

「光・緑・人 輝くとよかわ」

(2)基本方針

- 基本方針1：定住・交流施策を進めます
- 基本方針2：シティセールスを進めます
- 基本方針3：市民協働を進めます
- 基本方針4：行政経営改革を進めます

(3)緑に関する施策（抜粋）

- 環境保全と生活衛生の向上・・・緑のカーテンの普及啓発、地域の環境保全団体への支援 各種講座の開催、森林保全のための環境整備 等
- 緑や憩いの空間の充実・・・公園・緑地への植栽、公園・緑地管理における市民との協働、公園等の新規整備・大規模改修、街路樹の植替 等
- 文化芸術の振興・・・御油のマツ並木の保護、景観整備 等
- 農業の振興・・・農業担い手の育成、農業生産性の向上 等

3.豊川市都市計画マスタープラン（2011年～）

(1)基本理念

豊かな歴史・文化的資源の保全・活用と、
水と緑に映える快適な生活圏の形成および
生活圏相互の連携による、一体的でゆたかな
都市づくりを進める

(2)将来都市像

「歴史・文化が息づく自然豊かで
快適な持続発展都市 とよかわ」

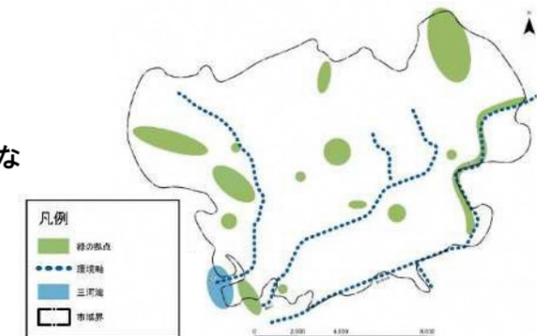
(3)緑に関する施策（抜粋）

●将来都市構造「水と緑の構造」について

- 大規模公園である東三河ふるさと公園や、都市基幹公園である豊川公園、赤塚山公園など、本市を代表する緑地を緑の拠点として位置付ける。
- 本市を代表する親水空間である佐奈川・音羽川および本市の外延を構成する豊川および豊川放水路を環境軸として、身近に海とふれあうことができる場として三河湾を位置づける。

「公園・緑地の方針」について

- 住区基幹公園：日常生活において身近な住区基幹公園については、安全に安心して利用できるように適切な維持管理や施設の改修などを行うとともに、人口配置や誘致圏、公園以外の公的な空間（緑地・広場）の有無などから適切な配置を検討する。
- その他の公園・緑地：市街地を貫流し、本市を代表する豊川、佐奈川および音羽川については、水辺・堤の親水空間を維持・拡充し、佐奈川・帯川については、豊川公園周辺の桜並木や（都）姫街道線などとともに緑のネットワークを構成するよう整備・保全を図る。また、豊川海軍工廠跡地の一部について、残存遺構を保存し、その歴史を後世に伝えるため、平和公園（仮称）を整備し、その活用を図る。
- 歴史性を有する民有林の保全と有効活用：本市の多くの森林などの内、砥鹿神社をはじめとした歴史性を有する民有林については、その保全と有効活用に向けた啓発を図る。



4.豊川市立地適正化計画（2016年～）

（1）まちの未来像

歴史・文化が息づく自然豊かで快適な持続発展都市 とよかわ

（2）緑に関する施策（抜粋）

- 魅力的な居住環境の整備：既存公園の適切な維持管理や改修・再整備を行うことで公園の魅力向上を図り、居住者の「憩い」、「レクリエーション」、「コミュニケーション」の場の提供を推進する。
- 居住地では落ち着いた空間を、商業地ではにぎわいを演出する空間の創造をめざし、既存の民有地緑化制度を活用するとともに、新たに景観計画の策定について検討し、本市の自然環境を活かした緑が映える良好な景観形成を推進する。

5.豊川市環境基本計画（2010年～）

（1）まちの未来像

「環境行動都市とよかわ ～次世代に誇れるまちをつくろう～」

（2）緑に関する施策（抜粋）

緑に関する施策として計 11 項目が掲げられています。

取組	施策・行動
取組（5） ヒートアイランド対策の推進	街路樹の植栽、道路・公園への透水性舗装の推進、庭の植栽や緑のカーテン、打ち水等
取組（6）緑化の推進	公園、道路、学校などの公共施設への樹木の植栽の推進、アダプトプログラムなどへの参加、敷地内のビオトープ作りの推進、沿道花壇による沿道緑化、耕作放棄地の農地還元等
取組（7）森林の保全・整備	保安林の適正な管理、林道の整備、森林病虫害防除、自然環境の大切さなどについての体験学習講座の開催、FSC商品の購入の心がけ等
取組（8）河川・海岸の保全	河川・海岸の生物調査の実施、地域の河川・海岸の保全活動への参加等
取組（9）水循環の保全	豊川市森林整備計画に基づいた森林の保全、森林の持つ公益的機能の持続的な保全、水源涵養林の育成、管理などの保全活動への参加、水源地域の開発事業についての適正な指導上流域の林業の活性化の推進等
取組（10）自然環境との共生	地形・地質・植物・動物の分布などの調査による自然環境の現況の把握、特定外来生物に関する駆除などを含めた対策を実施、外来生物に関する情報提供、鳥獣害対策の実施、多様な野生動植物や森林などの保全活動への参加、外来生物を放流しない、開発行為による自然環境への影響の回避等
取組（11）農地の保全	市街化調整区域の農地の適正な保全、耕作放棄地の解消、「農業塾」や「就農塾」などの農業研修の活用、農業従事者の人材育成、地域の農地保全活動への参加、市民小菜園・体験農園などの活用・維持管理、「豊川市こだわり農産物」など地場農産物の積極的な購入等
取組（12）巨木・名木の保全	巨木・名木の実態調査の実施・保護、社寺境内の樹木の保全意識の啓発、樹林地の保全に関する働きかけ、巨木・名木の実態調査などの保護活動への参加等
取組（21） ゆとりある生活空間の形成	公園の整備や樹木の植栽、市民の参加・協力を得た公園の計画立案・利用の促進・管理、地域における公園の計画立案・利用の促進・維持管理・運営への参加等
取組（22） 人と自然がふれあえる空間の整備	自然とふれあう場の整備、自然のネットワークの軸となる河川や街路緑化、ネットワーク拠点である公園の保全・整備によるネットワークの形成の推進、ふれあいセンター「四季の森」、野外センター、三上緑地、いこいの広場などの自然とふれあう場の活用、ホタル鑑賞会、探鳥会、水生生物調査の自然環境教育を目的とした観察会や環境講座への参加、地域における水に親しめる空間の計画立案・維持管理・運営への参加
取組（24） 良好な景観の形成	自然・歴史的景観の保全を図りつつ周辺の景観や環境との調和に配慮した公共施設の整備、景観形成作物（ヒマワリ、コスモスなど）の栽培の促進・緑地景観としての保全、地域での清掃など環境美化推進活動への参加、アダプトプログラムへの登録・活動、田畑や里山といった田園部の景観の保全等

6.豊川市地域強靱化計画（2017年～）

（1）基本目標

- ①人命の保護が最大限図られる
- ②地域及び社会の重要な機能を維持する
- ③市民の財産及び公共施設、産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する
- ④迅速な復旧復興を可能とする

（2）緑に関する施策（抜粋）

- <火災に強いまちづくり>避難・延焼遮断空間の確保と狭隘道路の解消のため、土地区画整理事業等による道路・公園などの公共施設の整備を推進する。
- <森林の整備保全>地域コミュニティ等の連携を図りつつ、森林の保全活動や環境教育を推進する。 ・森林が有する多面的機能を発揮するため間伐などの適切な森林整備や治山対策など効果的・効率的な手法による災害に強い森林づくりを推進する。

7.豊川市森林整備計画（2019年～）

（1）基本方針

- i) 適確な保全・管理を実施することにより、多様な森林づくりを推進し、健全な状態に育成し循環させるという質的充実を基軸とした森林資源の整備の推進を図る。
- ii) 自然とのふれあいの場、野外教育や環境教育の場、健康づくりの場、NPOやボランティア等が森林づくりに参加する場、都市・山村交流の場など森林の保健・文化・教育的利用に対応した県民参加の森林の整備を推進する。
- iii) 森林整備の展開基盤として、路網の整備の促進等、生産、流通及び加工段階における条件整備を「食と緑の基本計画」等に基づき地域一体となって積極的に取り組む。

（2）計画事項

森林の有する、「水源涵養機能」、「山地災害防止機能／土壌保全機能」、「快適環境形成機能」、「保健・レクリエーション機能」、「文化機能」、「生物多様性保全機能」、「木材等生産機能」の各機能を高度に発揮するための適切な森林整備・保全に関する取り組みを推進する。

8.豊川市観光基本計画（2015年～）

（1）基本コンセプトとキャッチコピー

基本コンセプト：

「市民が楽しみ盛り上げ 来訪者が楽しめる

交流が生み出す活気あふれる おもてなしのまち とよかわ」

キャッチコピー：「きてみて感じていいね！ とよかわ」

（2）緑に関する施策（抜粋）

- 施策2-2 自然資源を活用した観光コンテンツの創出
 - ・・・各地の自然資源の掘り起こしとPR強化、海釣りなど三河湾における海遊びの活用
- 施策2-5 スポーツツーリズムの展開・・・ハイキング、山歩きの観光への活用
- 施策3-1 既存資源の有効活用・新たな活用方策の創出・・・大規模公園の有効活用
- 施策3-3 来訪者向けの環境整備
 - ・・・良好な景観およびまちなみ整備、休憩スペース等の施設整備

本頁以降の本枠内の「取組（番号）」は、県の広域緑地計画の市町村の取組の関連した内容であることを意味します。

3. 緑の現況把握

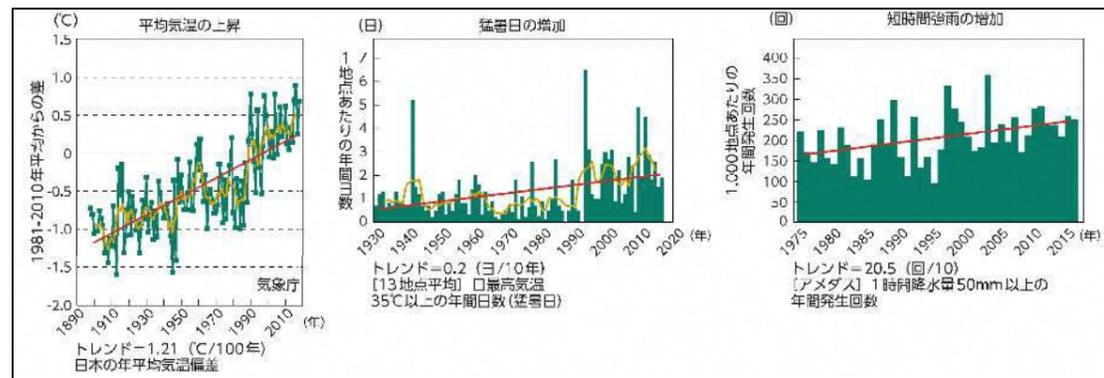
3-1 自然的条件

(1) 気象条件

◆地球温暖化ならびにヒートアイランドの緩和が求められます。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が、2014年に公表した第5次評価報告書では、「気候システムの温暖化は疑う余地がなく、人間による影響が近年の温暖化の支配的な要因であった可能性が極めて高い」と示しています。

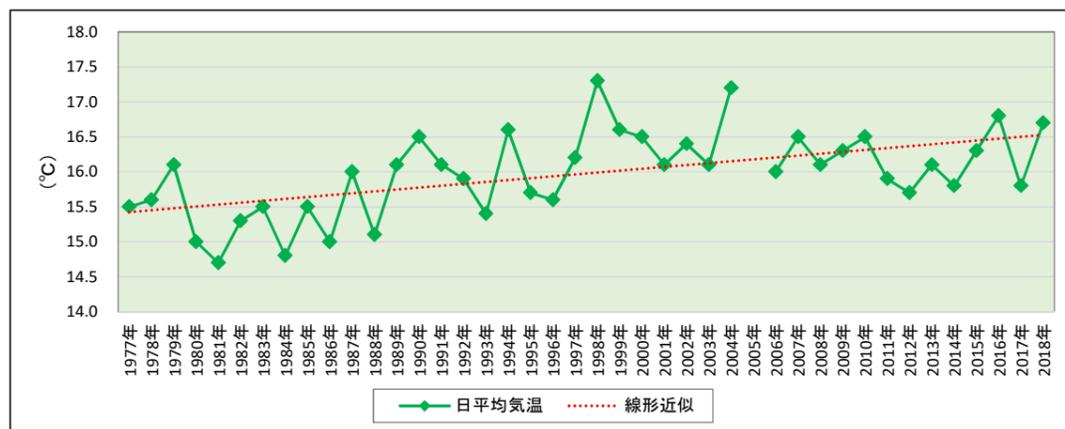
以下に環境白書に掲載されている気候変動に関する観測事実を示します。平均気温の上昇傾向に合わせて、猛暑日及び短時間強雨が増加しています。今後、地球温暖化の進行に伴い、豪雨や猛暑のリスクはさらに高まると予測されています。



■ 気候変動の観測事実 ■

資料：令和元年版環境白書（環境省編）

また、本市周辺においても、各年の日平均気温の推移を見ると上昇傾向にあります。1977年～1986年までの10年間と直近の10年間の日平均気温の平均値を比較すると、約1.0°C上昇が見られます。

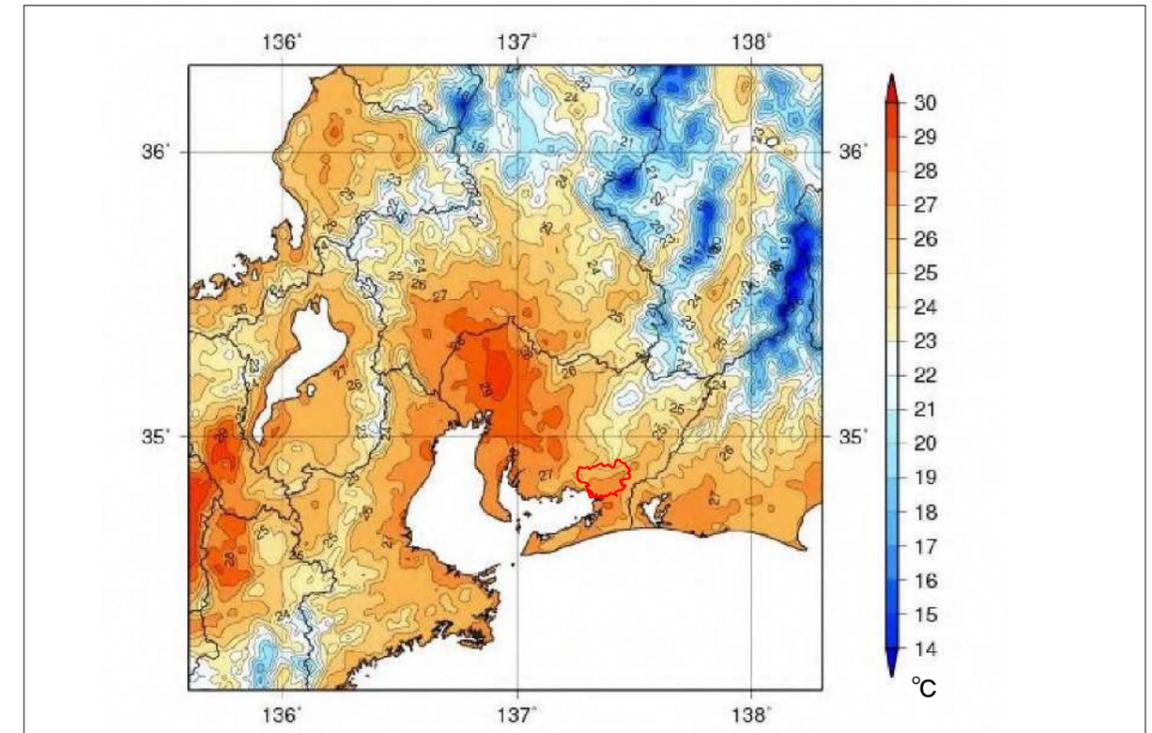


(注)・2005年は資料不足のためデータを表示していない。
・線形（日平均）は日平均気温の推移を直線で近似したもの。

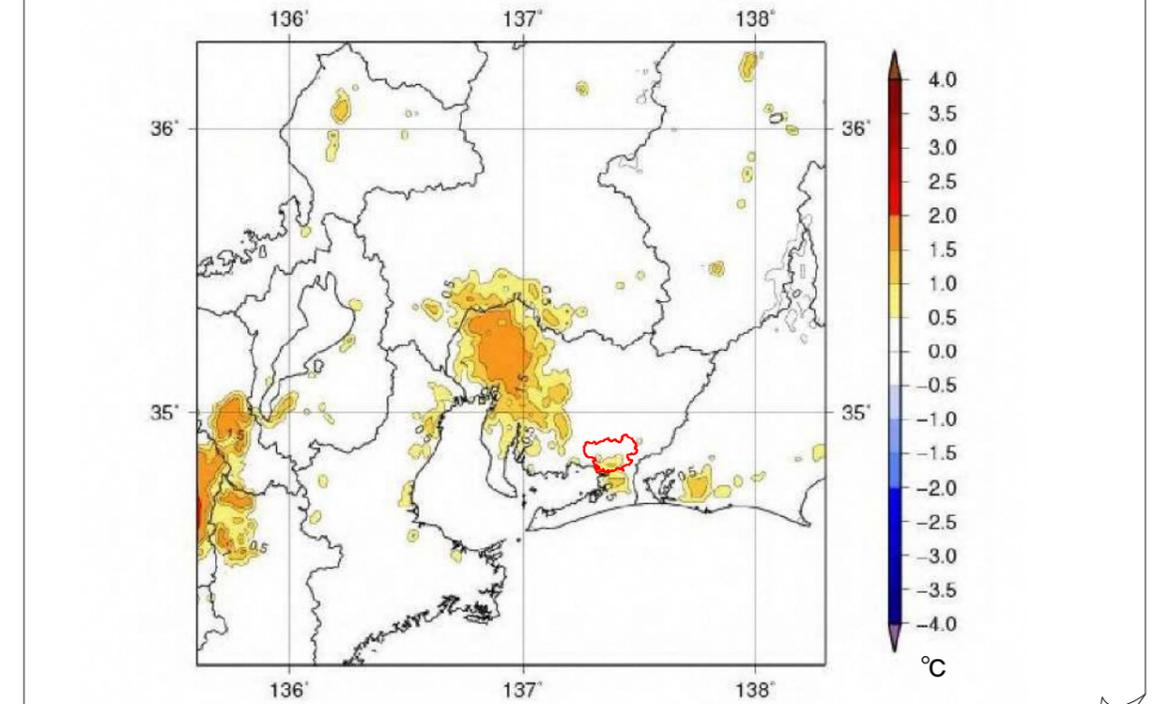
資料：気象庁（気象統計情報：名古屋地方気象台豊橋観測所各年データ）

■ 各年の平均気温の変化 ■

下記は2009～2017年の8月の平均気温の分布及び都市化の影響による平均気温の変化を示すものです。街地を中心に高温域が広がり、また都市化の影響により周辺に比べ気温が0.5～1.0°C程度高くなっています（ヒートアイランド現象）。



■ 8月の平均気温(2009～2017年) ■



■ 都市化の影響による平均気温の変化(2009～2017年) ■

資料：ヒートアイランド監視報告2017（気象庁、平成30年6月）

取組 1(生物多様性の確保に向けた水と緑のネットワークの形成)

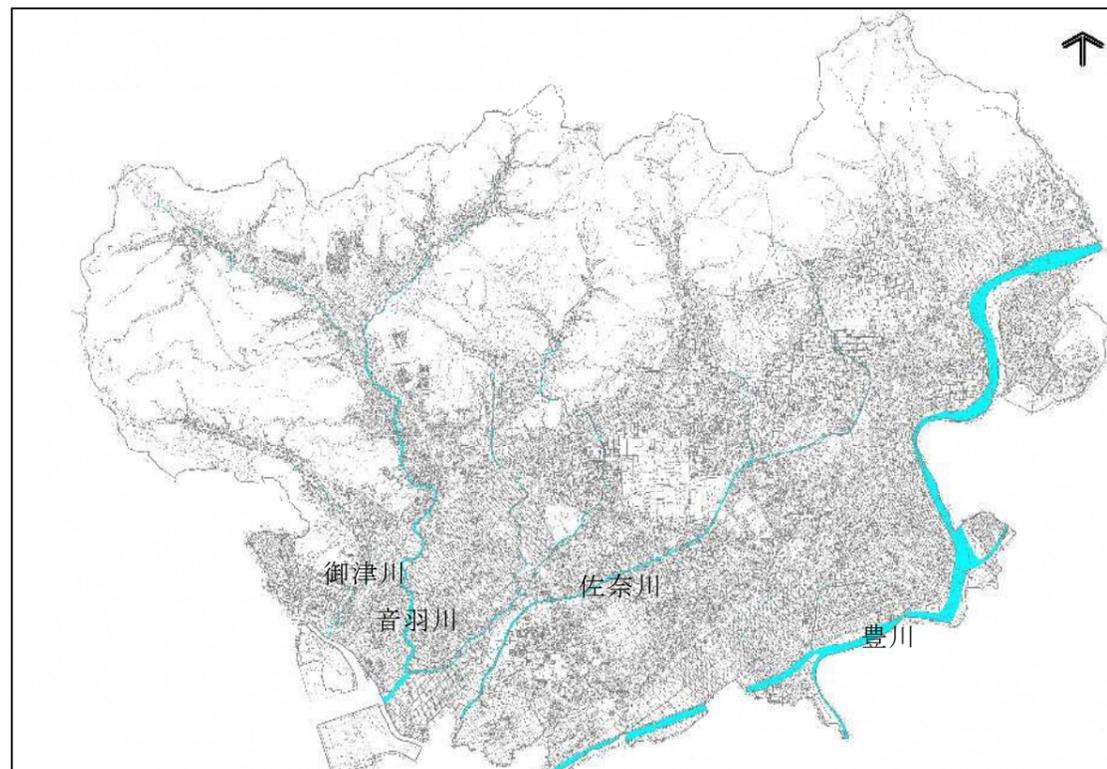
取組 14(多自然川づくりの検討)

(2)河川

◆市民の憩いの場や動植物の生息・生育地としての役割を持つ水辺環境の保全が求められます。

市内の一級河川豊川をはじめとした豊かな自然環境が残る河川は、動植物の生息・生育の場となっています。また、ホタルの生息地である音羽川・白川・帯川や桜の名所である佐奈川・音羽川は、市民にやすらぎと潤いを与える場として親しまれています。

河川改修にあたっては、音羽川・西古瀬川の一部区間で県の事業により多自然型川づくりが行われています。



■ 主な河川の位置図 ■



■ 佐奈川の動植物 ■

(注) 赤字は貴重な生物であることを意味します

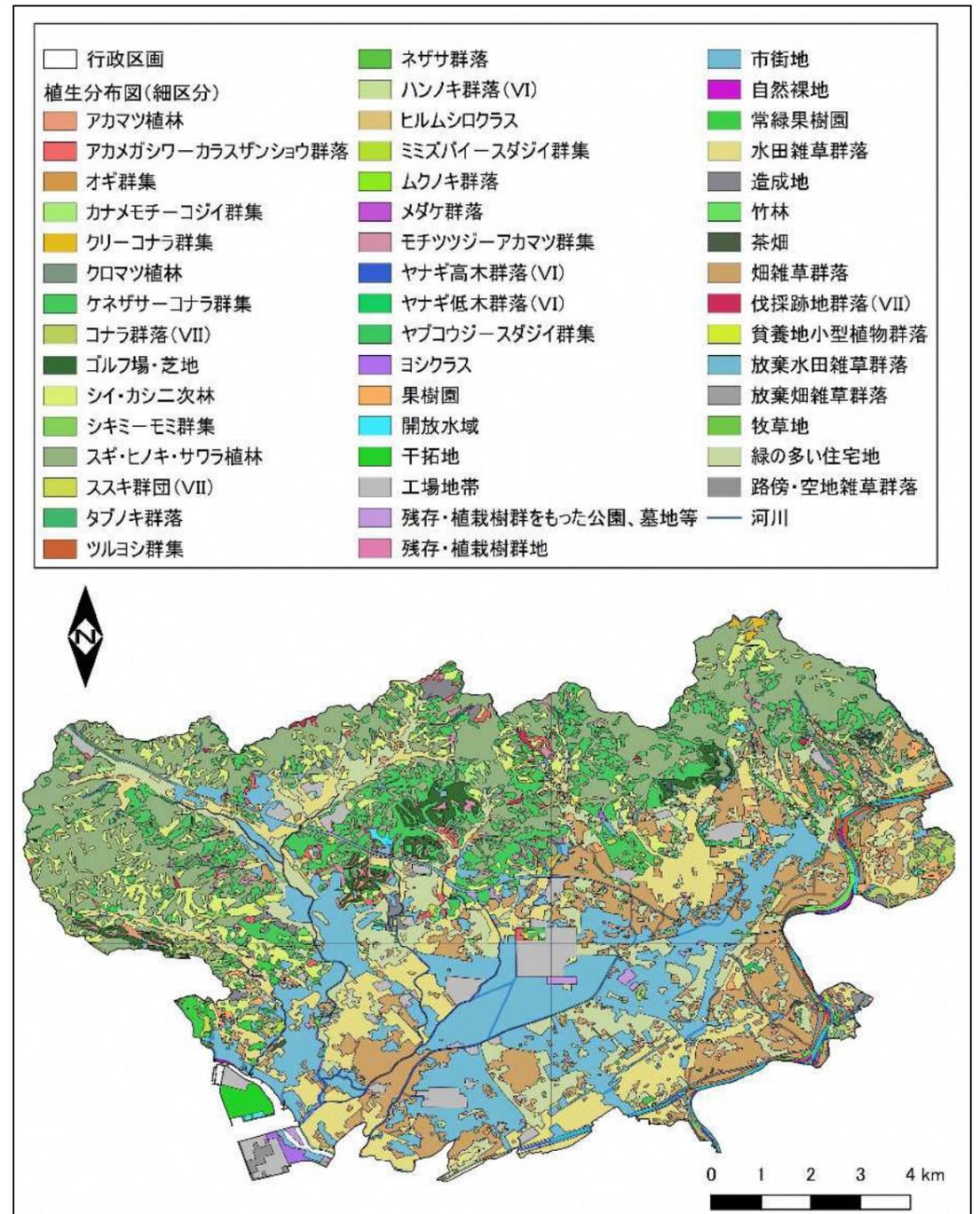
出典：豊川市版身近な自然環境調査マップ

取組 3(地域特性に応じた植栽・管理)

(3)現況植生

◆地域の特性に応じた植栽の検討が必要です。

市北部の三河山地の樹林地においては、スギ・ヒノキ・サワラの植林地、コナラなどの落葉広葉樹二次林、シイ・カシなどの常緑広葉樹二次林などの人工林が広く分布しています。



■ 植生分布図(細区分) ■

資料：環境省 自然環境保全基礎調査

(4) 希少生物

◆豊川市の特徴的な緑や身近な自然などの多様な動植物の生育環境・生息環境の保全が求められます。

市内の貴重な動植物として、天然記念物に指定されている“宮路山コアブラツツジ自生地”や“富士神社のコバノミツバツツジ自生地”、“財賀寺のヒメハルゼミと生息地”“帯川のホタル”などが挙げられます。市街地の身近な自然である社寺林についても希少な動植物が生息・生育しています。

また、愛知県が調査した「レッドリストあいち 2015」によると、本市及び周辺地域において、絶滅危惧ⅠA類が植物36種・動物4種、絶滅危惧ⅠB類が植物61種・動物12種など、数多くの貴重な動植物が分布しています。



■ 富士神社のコバノミツバツツジ ■



■ ヒメハルゼミ ■

■ 本市及び周辺地域における絶滅危惧種の数 ■

分類群名	県リスト							国リスト	
	絶滅(EX)	絶滅危惧ⅠA類(CR)	絶滅危惧ⅠB類(EN)	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	準絶滅危惧(NT)	情報不足(DD)	地域個体群(LP)		
植物	維管束植物	15	36	60	79	73	0	0	25
	蘚類	0	0	0	5	1	0	0	0
	苔類	0	0	1	2	1	0	0	0
動物	哺乳類	0	0	0	1	7	1	2	0
	鳥類	0	0	0	0	0	0	0	0
	爬虫類	0	0	0	0	0	0	0	0
	両生類	0	0	0	1	1	3	0	0
	淡水魚類	0	0	0	0	0	0	0	0
	昆虫類	1	2	6	5	15	2	0	0
	クモ類	0	1	5	7	6	0	0	0
	貝類	0	1	1	1	4	1	0	0
総計	16	40	73	101	108	7	2	25	

絶滅 (EX) : 我が国ではすでに絶滅したと考えられる種
 絶滅危惧ⅠA類 (CR) : ごく近い将来における絶滅の危険性が極めて高い種
 絶滅危惧ⅠB類 (EN) : ⅠA類ほどではないが、近い将来における絶滅の危険性が高い種
 絶滅危惧Ⅱ類 (VU) : 絶滅の危険が増大している種
 準絶滅危惧 (NT) : 現時点では絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種

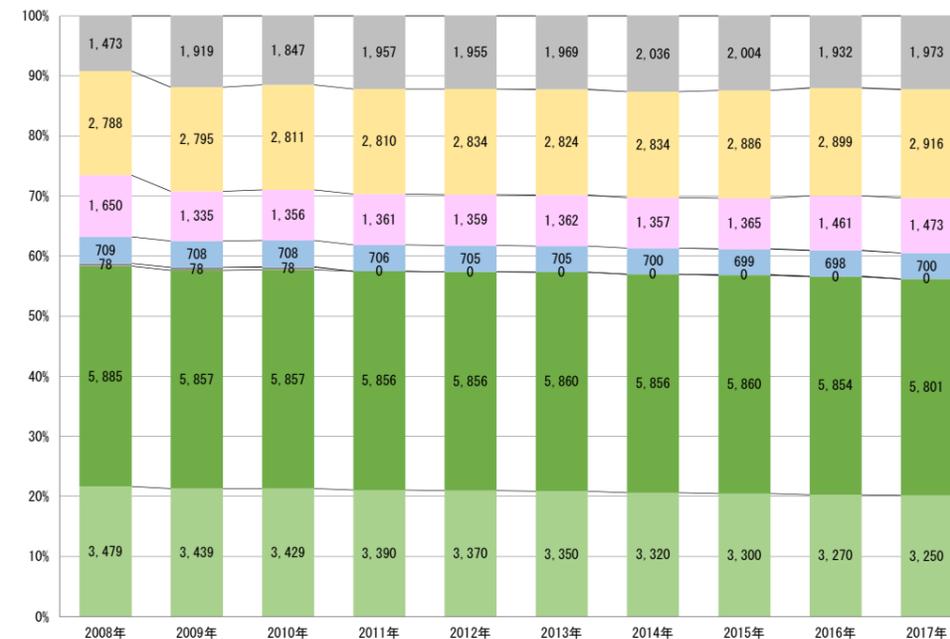
資料：レッドリストあいち 2015・レッドデータブックあいち 2009 (愛知県環境部自然環境課)

3-2 社会的条件調査

(1) 土地利用

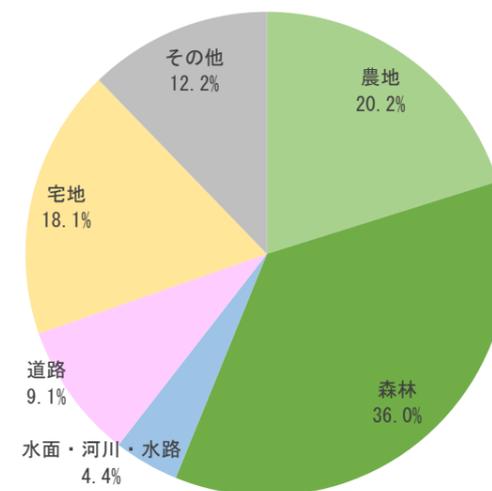
◆農地・森林の保全が求められます。

本市の土地利用は、森林面積が最も大きく 36.0%を占めています。全体的な傾向として、農地・森林が減少し、宅地が増加しています。



(注) 2008年は豊川市と旧小坂井町の合計値である。
 (注) 「その他」は、行政面積から、「農地」「森林」「原野等」「水面・河川・水路」「道路」及び「宅地」の各面積を差し引いたものである。
 (補足) 2008年から2009年の道路面積の減少分は農道の廃止によるものである。

■ 土地利用状況の推移 ■



■ 豊川市の土地利用の内訳 (2017年) ■

資料：土地に関する統計年報

取組 13(都市農地の保全)

(2)農業環境

- ◆農地の保全、農業の担い手確保が求められます。
- ◆耕作放棄地の適正な管理・活用が求められます。

市街地周辺に広がる農地は、私たちの食料を育むだけでなく、都市に残された緑として防災機能・良好な景観形成・環境保全・レクリエーションの場・都市住民の農業への理解醸成など様々な役割を果たしています。

本市は、奥三河を水源とする清流豊川によって堆積された肥沃な耕地と、1年を通して温暖かつ適量の降雨に恵まれた自然的・地理的好条件の環境にあり、田原市、豊橋市に次ぐ県内第3位の農業産出額を誇っています。主な品目として、大葉、菊、バラなどの施設園芸が挙げられるほか、水稻、畜産など多様な農業が営まれています。しかしながら、農地面積は、平成20年から平成29年の10年間で229ha減少しており、一方で耕作放棄地は増加傾向にあります。また、農地面積の減少とともに農家数及び農業人口も年々減少しています。後継者不足や耕作放棄地の増加などの課題があり、国・県・市による耕作放棄地対策として、耕作放棄地を活用した景観作物の栽培などの取組を行っている地域もあります。

■ 農業産出額県内上位都市 ■

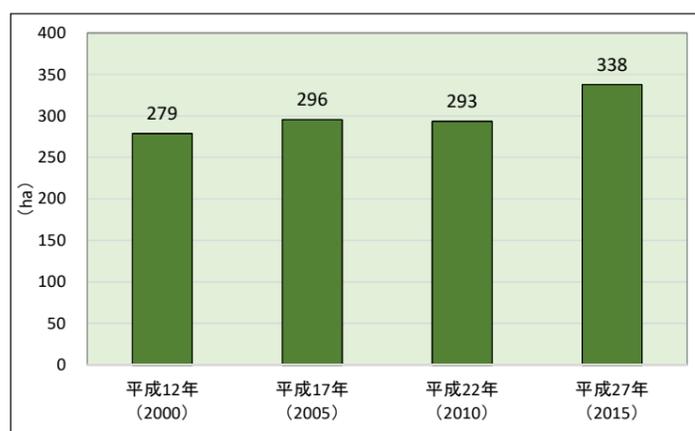
順位	市町村名	農業産出額 (千円)	構成比 (%)
—	愛知県 計	32,188	100.0
1位	田原市	8,833	27.4
2位	豊橋市	4,578	14.2
3位	豊川市	1,725	5.4
4位	西尾市	1,679	5.2
5位	愛西市	1,581	4.9

資料：平成29年度 農林水産統計（東海農政局）

■ 農地面積の推移 ■

	平成20年 (2008)	平成29年 (2017)	増減
農地面積 (ha)	3,479	3,250	229ha減少

資料：土地に関する統計年報



■ 耕作放棄地面積の推移 ■

■ 農家数の推移

区分	(単位:戸)		
	総農家	販売農家	自給的農家
平成17年	4,140	2,756	1,384
平成22年	3,920	2,480	1,440
平成27年	3,597	2,170	1,427

■ 農業人口の推移

区分	(単位:人)		
	計	農業就業人口	
		男	女
平成17年	5,932	2,637	3,295
平成22年	4,822	2,316	2,506
平成27年	4,115	1,976	2,139

資料：愛知県の農林業センサス

取組 1(生物多様性の確保に向けた水と緑のネットワークの形成)

(3)森林環境

- ◆水源涵養や生態系保全をはじめ多様な機能を有する森林の保全が求められます。

本市では市域北部から西部にかけては山地が連なり、森林が多く分布しています。森林は水源を涵養する機能のほか、土砂の流出を抑制する防災機能などを有しています。また、多くの動植物の生息・生育地として機能しており、生物多様性の保全の観点からも重要な資源といえます。

しかし、本市の森林面積は減少傾向にあります。2012(平成24)年から2017(平成29)年の10年間で71haが減少しています。

■ 森林面積の推移 ■

	H24年(2012)	H29年(2017)	増減
民有林	5,763	5,699	64ha減少
国有林	96	90	6ha減少
森林面積合計	5,860	5,789	71ha減少

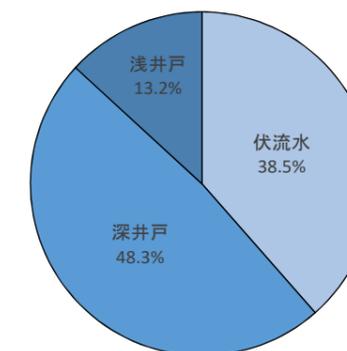
(注) ha未满是四捨五入のため、必ずしも一致しない

資料：愛知県林業統計書（H24年度、H29年度）

また、本市の水道は、自己水源と県営水道からの受水により給水を行っており、約4割が自己水源となっています。自己水源としては、伏流水1箇所、深井戸9箇所、浅井戸3箇所があり、取水能力は25,780m³/日を有しています。

種別	伏流水	深井戸	浅井戸	計
箇所数	1	9	3	13
取水能力(m ³ /日)	9,930	12,450	3,400	25,780
比率	38.5%	48.3%	13.2%	100.0%

(注) 取水能力は、認可水量



資料：豊川市水道事業経営戦略（H30.6）

■ 自己水源の状況 ■

(4) 観光資源

◆市内外から人が集まる貴重な交流の場、豊川市特有の緑に触れ合う場として、適切な保全・活用が求められます。

本市には、数多くの観光資源があります。利用者数の多い資源としては、神社仏閣では年間 500 万人以上が訪れる豊川稲荷をはじめ、都市公園では赤塚山公園、東三河ふるさと公園などが挙げられます。

■ 主な観光レクリエーション利用者数の推移 ■

単位：人

	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)
豊川稲荷	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,110,000	5,113,350
諏訪の桜トンネル	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000
観音山(財賀寺)	25,500	25,500	25,500	26,000	26,000
うなごうじ祭	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
赤塚山公園(ぎょぎょランド)	479,730	424,880	380,733	405,603	411,478
豊川市民まつり	262,000	270,000	253,000	261,000	260,000
ウォーキングセンター(本宮山)	36,548	33,612	35,728	36,702	29,281
砥鹿神社	403,000	403,000	455,000	457,000	457,850
本宮の湯	330,272	331,405	331,963	329,358	320,171
東三河ふるさと公園	270,103	300,249	339,279	318,596	324,710
宮路山	37,500	37,500	37,500	37,500	37,500
豊川市 つつじまつり	23,212	9,537	9,296	13,975	12,824
御津山園地	18,700	18,700	18,700	18,700	18,700
三河臨海緑地日本列島	31,000	30,000	47,100	27,900	36,200
五社稲荷	85,000	85,000	85,000	183,200	183,200
こざかい葵まつり	21,000	18,000	20,000	15,000	18,000
菟足神社 風まつり	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000
いなりんピック いなりんとゆかいな仲間たち大運動会	—	—	28,000	29,000	29,000
豊川海軍工廠平和公園	—	—	—	—	39,826
合計	7,115,565	7,079,383	7,158,799	7,361,534	7,410,090

資料：愛知県観光レクリエーション利用者統計

(5) 歴史・景観資源

1) 指定・登録文化財

◆歴史的・文化的な緑の維持・保全が求められます。

本市には、「史跡」、「天然記念物」、「名勝」、「建造物」のいずれかに該当する文化財として、国指定文化財が 8 件、県指定文化財が 8 件、市指定文化財が 70 件、国登録文化財が 16 件あります。東海道の御油宿と赤坂宿の間にある「御油のマツ並木」など歴史的な緑が存在します。

史跡・名勝・天然記念物・史跡公園



三河国分寺跡



三河国分尼寺跡公園



伊奈城趾公園・花ヶ池公園



旗頭山尾根古墳群



牛の滝とその付近の自然



牛久保のナギ



御油のマツ並木



宝円寺のシダレザクラ



砥鹿神社奥宮(本山)の社叢



炭焼古墳群



船山古墳



わくぐり神社

資料：豊川市 HP 豊川市の指定文化財、愛知県 HP 文化財ナビ愛知 他

2) 景観資源

◆美しい景観を形成する緑の維持・保全や有効な利活用が求められています。

本市の景観資源のうち、「美しい愛知づくり景観資源 600 選（愛知県、H19 年度）」において、以下の 10 点が選定されています。



■ 美しい愛知づくり景観資源（本市の資源の抜粋） ■

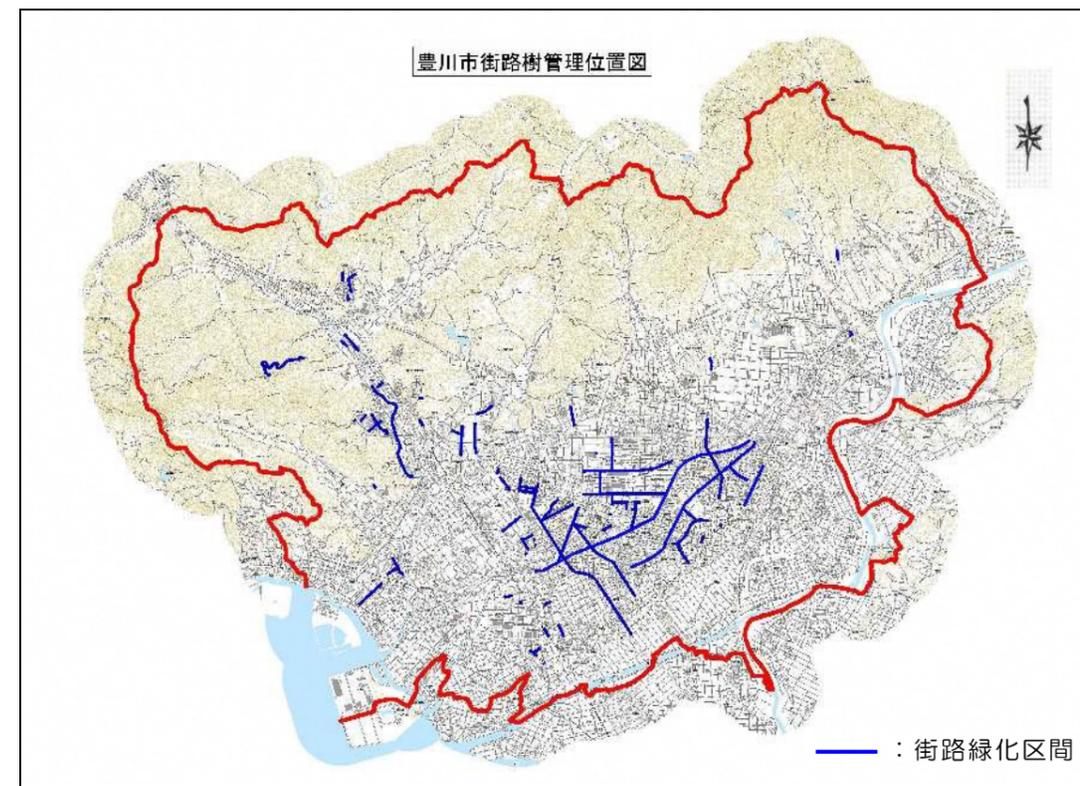
(6) 都市緑化（道路・河川）の概況

取組 11 (街路樹等の適切な維持管理)

◆沿道環境の保全や美観保持のため、街路樹の計画的な更新や適切な維持管理が求められます。

街路樹などにより緑化された道路は下図のとおりであり、市の中心部では緑化された区間が多くなっています。特に、佐奈川沿いをはじめ、多くの区間で街路樹に「サクラ」を用いており、本市の特徴的な市街地景観を演出しています。その他にも、市内の様々な区間で街路緑化を行っています。一方で、樹木の大木化や老朽化やそれに伴う維持管理費用の負担増など管理上の課題も発生しております。

本市では大木化や老朽化、生育環境の悪化に伴って道路交通の安全や市民生活に影響を及ぼす可能性のある樹木について、限られた予算の中で県の交付金事業「美しい並木道再生事業」を活用した街路樹の植え替えを行っています。



■ 都市緑化状況図 ■

資料：豊川市道路河川管理課（平成 31 年 4 月）

■ 本市で管理する街路樹木数量 ■

	高木	中低木
街路樹木数量	約 3,800 本	約 17,000 ㎡

資料：豊川市道路河川管理課（平成 31 年 4 月）

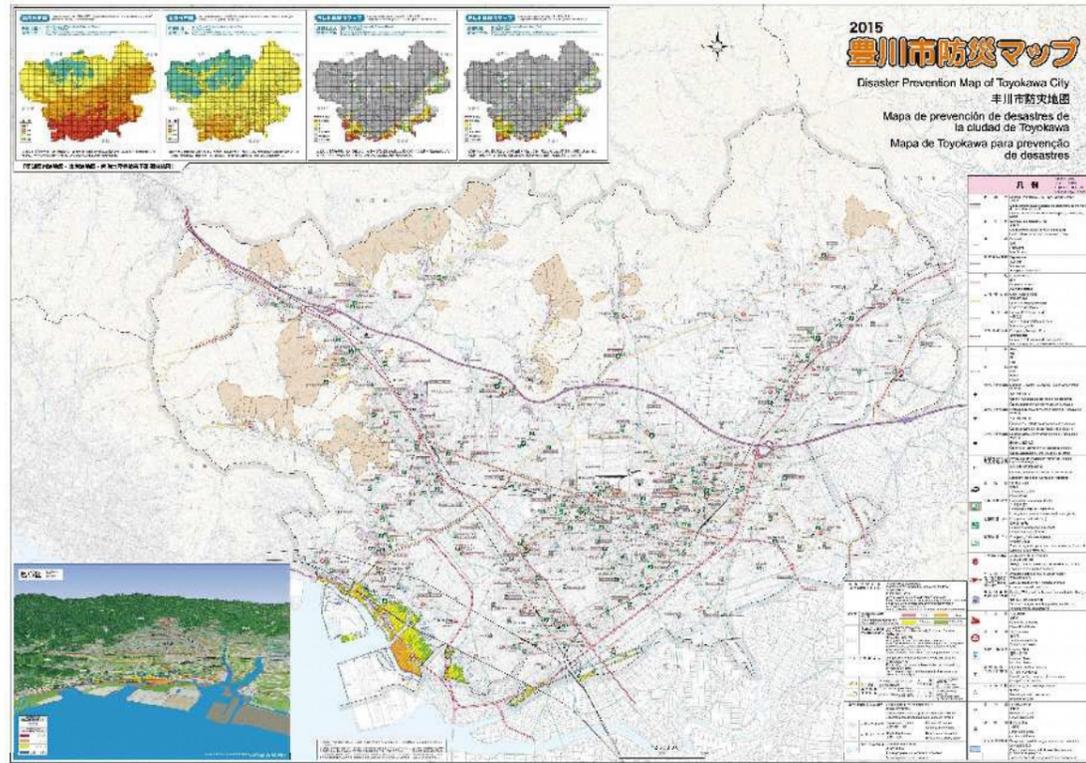
取組 4(防災系統緑地の充実による災害対応)

(7)防災拠点

◆防災拠点の適正配置と災害時に適切に機能発揮するための平時を含めた管理運営が求められます。

本市では、「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果」を盛り込んだ防災マップを作成しています。

避難場所としての公立学校・公共施設など 97 箇所、都市公園・児童遊園・ちびっこ広場など 177 箇所を指定しています。



■ 豊川市防災マップ ■

また、広域避難場所等として、都市公園等を下記の通り定めています。

■ 広域避難場所等として定める施設一覧 ■

種別	施設名称
広域避難場所	豊川公園、桜ヶ丘公園及び豊川高等学校グラウンド
災害復旧用 オープンスペース候補地	豊川公園(市陸上競技場)、豊川公園、曙グラウンド、音羽運動公園、御幸浜ゲートボール場、三河臨海緑地内臨海球場、南山グラウンド、スポーツ公園、赤塚山公園、小坂井拠点避難地 一般廃棄物三月田最終処分場、一般廃棄物深田最終処分場
仮設住宅建設予定地	南山グラウンド、曙グラウンド、小坂井拠点避難地

取組 5(官民連携による公園等の整備及び管理の推進)

(8)官民連携

◆今後も官民連携による都市公園等の質及び利便性の向上が求められます。

本市では、赤塚山公園・スポーツ施設に指定管理者制度を導入しています。指定管理者制度を導入している施設は以下のとおりです。

■ 指定管理者制度を導入している施設 ■

施設種別	施設名
都市公園等	赤塚山公園
スポーツ施設	市野球場、市庭球場、桜ヶ丘公園庭球場、弘法山公園野球場、本野原第一公園広場、上長山庭球場、東上野球場、足山田野球場、いこいの広場、音羽運動公園、御津庭球場、御幸浜パターゴルフ場、小坂井B&G海洋センター、小坂井庭球場、柏木浜パターゴルフ場、陸上競技場、スポーツ公園野球場・サッカー場・ソフトボール場

(9)市民参加

◆今後も市民や民間事業者など多様な主体の参加による緑づくりや緑の管理を推進していくことが求められます。

取組 6(多様な主体による公園緑地のマネジメントの促進)

1)公園等の管理

令和元年度現在、都市公園 80 箇所・その他広場 16 箇所について、委託先の地域住民により除草・清掃・剪定等の管理が行われています。

取組 17(多様な主体の参画による緑のまちづくりの推進)

取組 6(多様な主体による公園緑地のマネジメントの促進)

2)アダプトプログラム

アダプトプログラム制度とは、市民と行政が協力し合い、まちの環境美化を推進していくため、市内の道路、公園、河川などの公共施設を市民が美化ボランティアとなって管理する制度です。本市においては平成 20 年 1 月 15 日から豊川市公共施設アダプトプログラム制度を導入しており、平成 31 年 4 月 1 日現在、153 の個人や団体が登録し、延べ約 4600 人以上の市民が活動を行っています。活動場所としては、道路が 123 団体、公園が 33 団体、河川が 23 団体となっています(活動場所が複数施設にまたがる団体もあります)。

取組 17(多様な主体の参画による緑のまちづくりの推進)

■ アダプトプログラム制度の登録団体数 ■

	平成 22 年度	現況	増減
アダプトプログラム制度登録団体数	61 団体	153 団体	92 団体増加

取組 6(多様な主体による公園緑地のマネジメントの促進)

3)里山林保全市民団体

平成 31 年 4 月 1 日現在、2 団体が市民参加による里山保全活動を行っています。また、豊川市では、市民参加による里山の保全と活用を目指して、毎年「里山保全リーダー養成講座」(全 7 回)を開講し、里山づくりに関する人材育成を推進しています。

取組 17(多様な主体の参画による緑のまちづくりの推進)

4)市民小菜園

取組 10(地域特性に応じた市民農園の検討)

本市では、農業者以外の方に農作物を栽培し農業に対する理解を深めてもらうことを目的に市民小菜園を開設しています。しかし、平成 22 年には 12 箇所あった市民小菜園が令和元年 9 月末現在では 7 箇所まで減少しています。



■ 市民小菜園の作付風景（八幡市民小菜園） ■

取組 6(多様な主体による公園緑地のマネジメントの促進)

5)ワークショップによる公園づくり

取組 17(多様な主体の参画による緑のまちづくりの推進)

市民の方に長い期間にわたり愛用していただくため、公園緑地の設計段階で住民ワークショップを開催し、公園緑地の整備を進めています。



■ 住民ワークショップの様子 ■



(10)補助制度活用による民有地緑化

取組 15(民有地緑化の推進)

取組 17(多様な主体の参画による緑のまちづくりの推進)

◆補助制度の普及啓発が求められます。

本市では、愛知県が行う「あい森と緑づくり都市緑化推進事業」を活用した豊川市緑化推進事業費補助制度（通称「民有地緑化制度」）を制定しています。市内の市街化区域内及び市街化調整区域内の既存集落の敷地や建築物で民有地の緑化を行う方を対象に補助金を交付しています。以下に、2012 年度以降の補助金による民有地緑化の実績を示します。近年では、補助金申請が少ない状況です。

■ 補助金による民有地緑化の実績 ■

	2012年度 (H24)	2013年度 (H25)	2014年度 (H26)	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	合計
空地・屋上緑地 (㎡)	3310.09	451.39	1875.25	1403	982.31	204.95	107.27	8334.26
生垣緑地 (m)	107.5	0	0	70	0	0	0	177.5
補助申請件数	3	2	2	4	5	2	1	19

(11)環境学習

取組 16(緑の環境学習の推進)

◆今後も環境学習の実施し、市民の環境意識の向上に取り組むことが求められます。

都市の緑化や緑の保全を推進するためには、市民一人一人が緑の恩恵を理解し、主体的な取り組みへとつなげていくことが重要です。そのための、間接的な施策として、環境学習・普及啓発・人材育成などを推進していきます。

本市では、さまざまな環境体験を通して子どもに身近な環境問題について考えてもらうため、子ども環境体験ツアーを開催しています。



■ 令和元年度 子ども環境体験ツアー実施風景 ■

(左から「みんなの大切な電気と水」「音羽川水生生物調査団」「地球環境を守るもの」)

また、市内で活動している NPO 法人などによっても、自然観察会などさまざまな取り組みが行われています。



■ NPO 法人による取り組みの様子（NPO 法人東三河自然観察会） ■

(12)その他の緑地の保全・緑化の推進のための制度の展開状況

◆制度の導入の検討が求められます。

- 1)市民緑地 取組 9(市民緑地の活用による緑化の推進)
⇒該当なし
- 2)特別緑地保全地区 取組 12(特別緑地保全地区を活用した市街地内の緑地の保全)
⇒指定なし
- 3)緑化重点地区 取組 18(緑化重点地区の指定)
⇒指定なし
- 4)緑化地域 取組 19(緑化地域の指定による緑化推進)
⇒指定なし
- 5)保全配慮地区 取組 20(保全配慮地区等を活用した緑の継承)
⇒指定なし

3-3 緑地の現況

(1) 緑地現況量

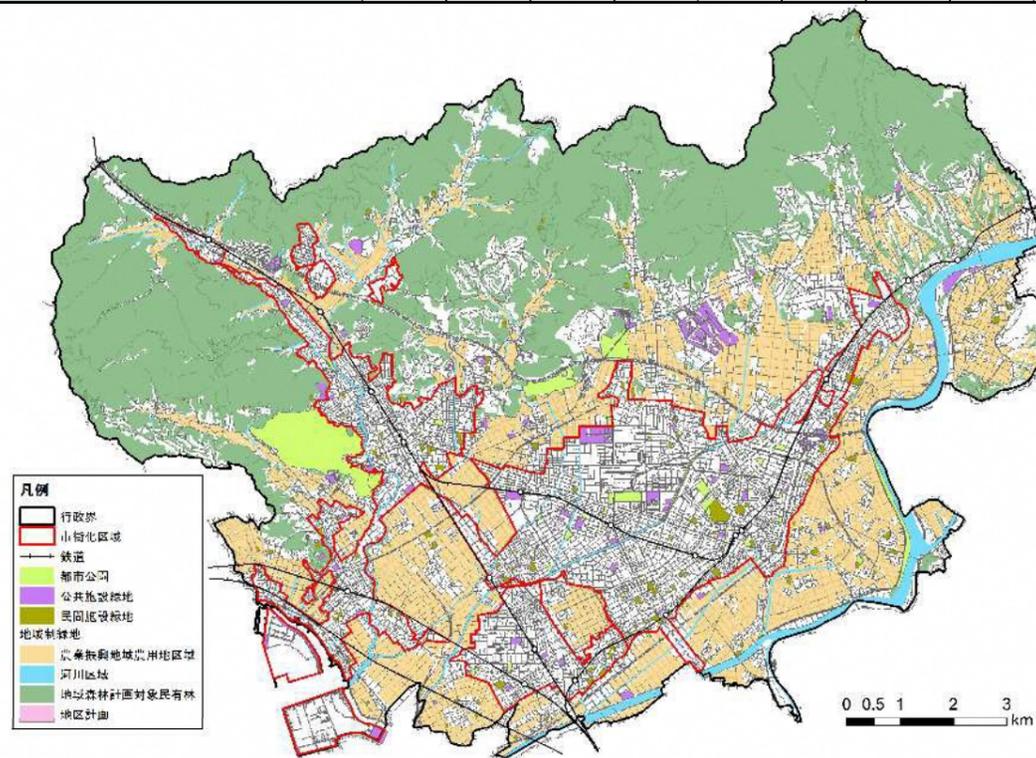
取組 2(将来都市構造の構築と連動した緑の配置)

◆市全体で緑地の確保・保全が求められます。

本市の緑地現況量は、平成 22 年度の現行計画策定時と比較して、約 120ha 減少しています。施設緑地が増加している一方で、農用地・森林の減少の影響が大きくなっています。

■ 緑地現況図 ■

区分	平成22年度			令和元年度9月現在(暫定値)			変化量(現在-平成22年度)				
	市街化区域(1)	市街化調整区域(2)	都市計画区域(1)+(2)	市街化区域(1)	市街化調整区域(2)	都市計画区域(1)+(2)	市街化区域(1)	市街化調整区域(2)	都市計画区域(1)+(2)		
施設緑地	都市公園	51.23	163.31	214.54	58.82	176.34	235.16	7.59	13.03	20.62	
	公共施設緑地	101.90	94.71	196.61	93.20	96.30	189.50	-8.70	1.59	-7.11	
	民間施設緑地	69.58	63.88	133.46	69.58	63.88	133.46	0.00	0.00	0.00	
	施設緑地 合計	222.71	321.90	544.61	221.60	336.52	558.12	-1.11	14.62	13.51	
地域制緑地	法によるもの	農業振興地域農用地区域	0.00	2,889.00	2,889.00	0.00	2,817.50	2,817.50	0.00	-71.50	-71.50
		河川区域	60.86	394.14	455.00	60.86	394.14	455.00	0.00	0.00	0.00
		地域森林計画対象民有林	15.28	5,730.20	5,745.48	15.52	5,665.23	5,680.75	0.24	-64.97	-64.73
	条例等によるもの	地区計画	0.00	0.99	0.99	0.00	3.49	3.49	0.00	2.50	2.50
		地域制緑地 合計	76.14	9,014.33	9,090.47	76.38	8,880.36	8,956.74	0.24	-133.97	-133.73
重複部	3.45	177.29	180.74	3.45	177.29	180.74					
緑地現況量 総計	295.40	9,158.94	9,454.34	294.53	9,039.59	9,334.12	-0.87	-119.35	-120.22		



■ 緑地現況図 ■

(2) 都市公園等の概況

- ◆老朽化施設の適切な維持管理・更新が求められます。
- ◆老朽化施設の更新にあたっては、社会的ニーズの変化への対応が求められます。

都市公園等の整備状況は以下に示す通りです。

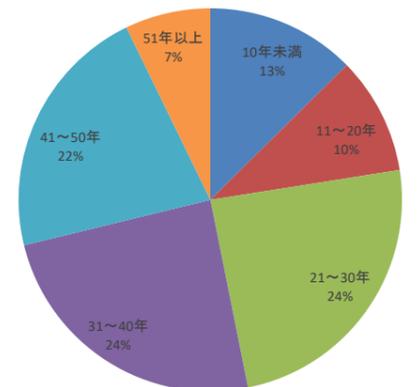
県営東三河ふるさと公園(広域公園)を除く都市公園・都市緑地 110 箇所のうち 5 割以上が供用開始から 30 年以上経過しており、老朽化公園施設の計画的な維持管理・更新が必要となります。

平成 5 年に開園した豊川市唯一の総合公園の赤塚山公園においても、今後 5 年のうちに開園 30 周年に向けた再整備を予定しています。

■ 都市公園の整備量 ■

区分	都市計画決定		供用					
	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	整備水準(m ² /人)			
都市公園	基幹公園	住区基幹公園	街区公園	74	20.75	87	23.67	1.29
			近隣公園	10	14.00	11	15.92	0.87
			地区公園	2	10.30	4	16.01	0.87
		都市基幹公園	総合公園	1	25.10	1	25.10	1.37
			運動公園	2	32.40	2	20.39	1.11
	計	89	102.55	105	101.09	5.50		
	広域公園	1	174.80	1	124.35	6.77		
都市緑地	5	20.76	5	9.72	0.53			
計	95	298.11	111	235.16	12.80			

※整備水準: 供用面積を平成31年4月1日時点の住民登録人口(183,767人)で除した値



■ 都市公園の供用開始からの経過年数 ■

■ 公共施設の整備量 ■

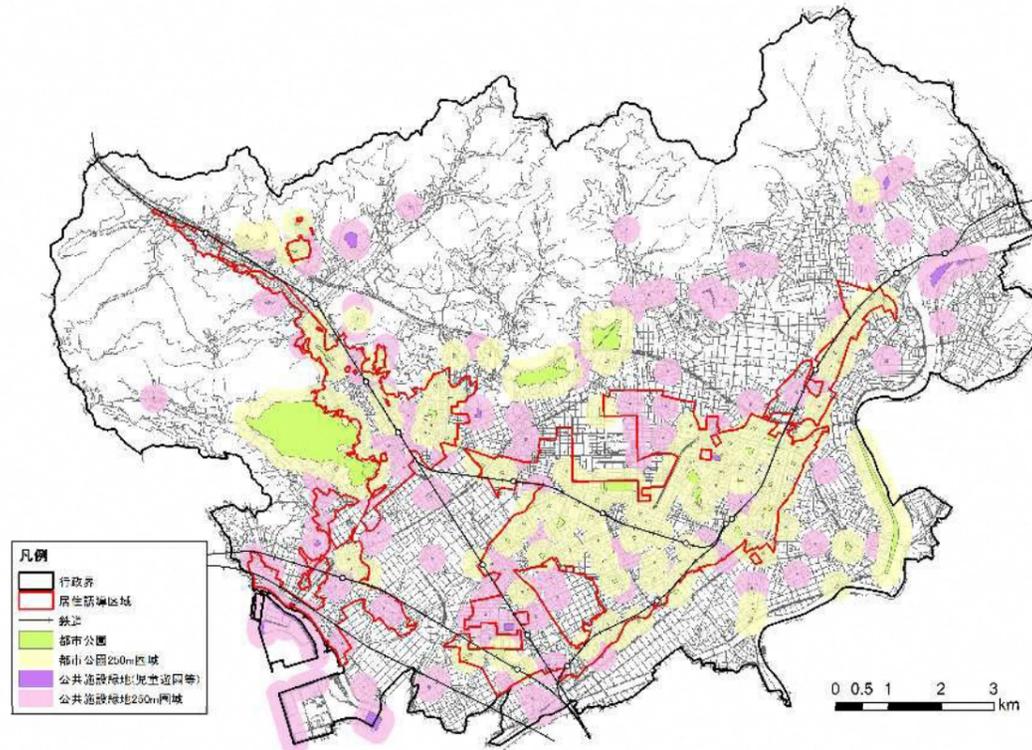
区分	供用箇所数	供用面積(ha)
児童遊園	36	2.50
ちびっ子広場	58	3.14
緑地・広場	42	9.33
臨海緑地	3	25.43
史跡公園	3	2.08
その他広場等	8	22.20
市民小菜園	7	1.02
市営墓園	3	3.95
公立教育施設	41	49.68
公共公益施設	47	70.17
合計	248	189.50

(3)緑の配置のバランス

- ◆将来の集約型都市構造と連動した緑の配置が求められます。
- ◆将来都市構造との連動にあたっては、ストック再編の検討が求められます。

本市の市街化区域・居住誘導区域・居住誘導区域外のうち身近に公園がある地域の割合を以下に示します。

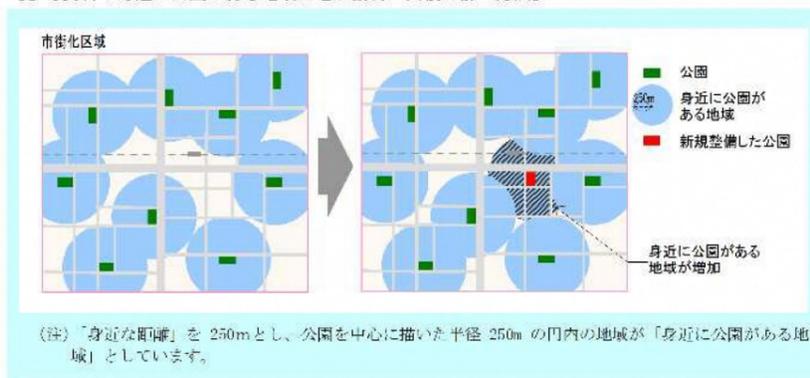
本市の中心市街地である豊川稲荷駅周辺から諏訪町駅周辺の一部地域で緑地が不足しています。



指標	市街化区域	居住誘導区域	居住誘導区域外
身近に公園がある区域	72%	78%	22%

■ 身近に公園がある地域及びその割合（暫定値） ■

【参考資料：身近に公園がある地域の増加割合・面積の計上方法】



3-4 現況総括

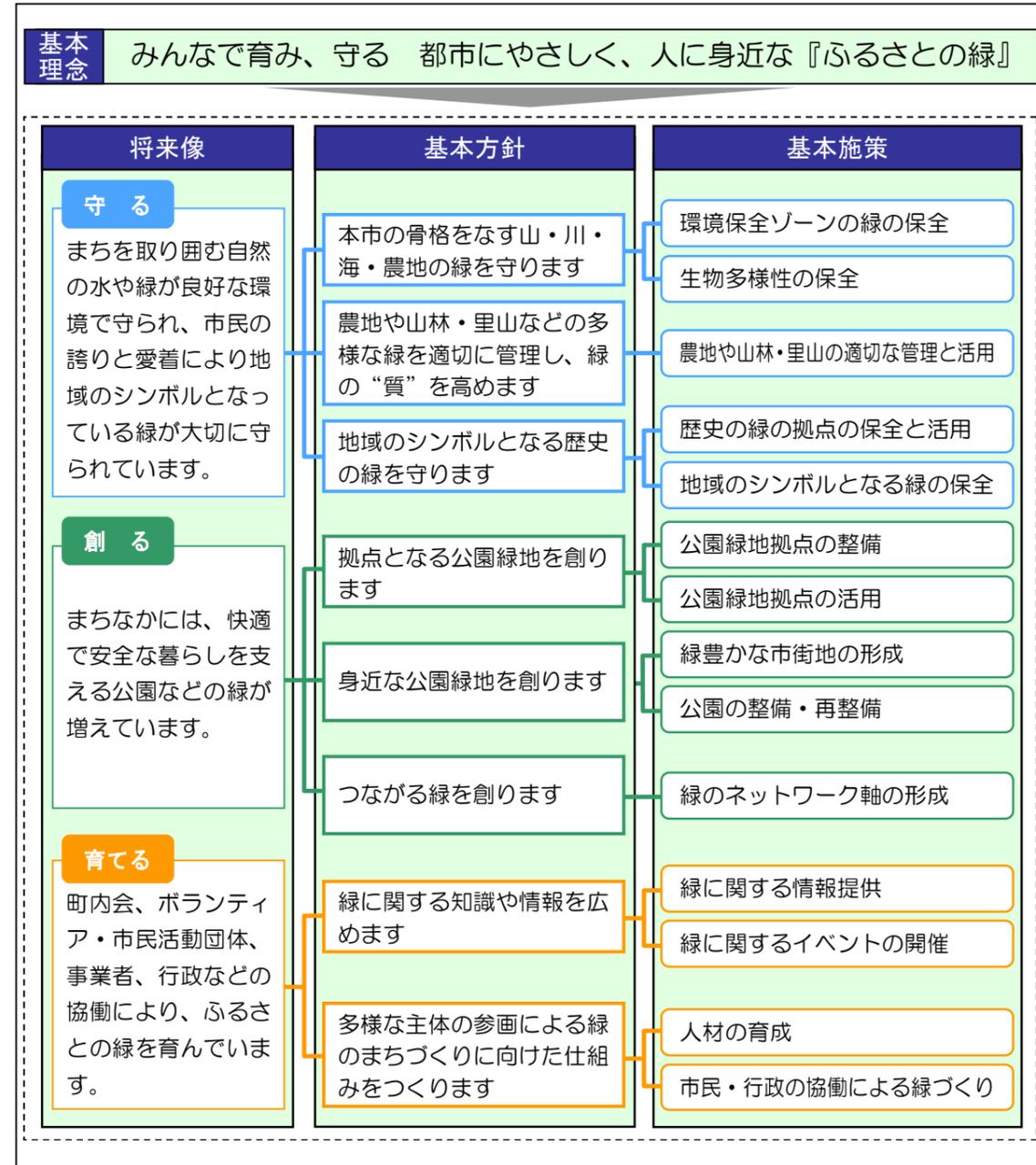
3-1 から 3-3 で整理した現況と課題の一覧を以下に示します。

項目	今後の課題	広域緑地計画 市町村の取組
気象条件	◆地球温暖化ならびにヒートアイランドの緩和	-
河川	◆市民の憩いの場や動植物の生息・生育環境の役割を持つ水辺環境の保全	1・14
現況植生	◆地域の特性に応じた植栽の検討	3
希少生物	◆市の特徴的な緑や身近な自然などの多様な動植物の生育環境・生息環境の保全	1
土地利用	◆農地、森林の保全	-
農業環境	◆農地の保全、農業の担い手の確保 ◆耕作放棄地の適正な管理・活用	13
森林環境	◆水源涵養や生態系保全をはじめ多様な機能を有する森林の保全	1
観光資源	◆貴重な交流の場、本市特有の緑に触れ合う場の適切な保全・活用	-
歴史・景観資源	◆歴史的・文化的な緑の保全 ◆美しい景観を形成する緑の維持・保全 ◆新たな都市景観の創出	-
都市緑化	◆沿道環境の保全や美観維持のための街路樹の計画的な更新及び適切な維持管理	11
防災拠点	◆防災拠点の適正配置 ◆災害時に適切に機能発揮するための平時を含めた管理運営	4
官民連携	◆官民連携による都市公園等の質及び利便性向上	5
市民参加	◆市民や民間事業者など多様な主体の参加による緑づくりや緑の管理の推進	6・10・17
補助制度活用による民有地緑化	◆制度の普及啓発	15・17
環境学習	◆継続実施による市民の環境意識の向上	16
その他の緑化	◆市民緑地、特別緑地保全地区、緑化重点地区、緑化地域、保全配慮地区の制度導入の検討	9・12・18・19・20
緑地現況量	◆緑地の確保・保全	2
都市公園等の概況	◆老朽化施設の適切な維持管理・更新 ◆社会的ニーズに対応した施設更新	7
緑の配置のバランス	◆将来の集約型都市構造と連動した緑の配置 ◆ストック再編の検討	8

4. 現行計画の検証

4-1 緑地の保全及び緑化の推進のための施策の体系

現行計画では、基本理念から、「守る」「創る」「育てる」の3つの視点ごとに、将来像・施策の方向性を示す基本方針・基本施策を体系として示しています。



■ 緑地の保全及び緑化の推進のための施策の体系 ■

出典：豊川市緑の基本計画 2011→2020

4-2 現行計画の達成状況

現行計画の数値目標と現状の達成状況を以下に示します。

指 標	当初 平成 22 年 (実測値)	中間 平成 27 年 (実測値)	令和元年 9 月現在 (実測値)	目標年次 令和 2 年 (目標値)	達成 状況	
■ 緑地の保全及び緑化の目標						
緑地の確保目標水準	将来市街地(市街化区域)面積に対する緑地の割合	8%	8.6%	8.4%	概ね 9%	未達成
	都市計画区域(市域)面積に対する緑地の割合	59%	58.7%	57.9%	概ね 59%	未達成
都市公園として整備すべき緑地	11.75 m ² /人	12.44 m ² /人	12.80 m ² /人	15 m ² /人	未達成	
都市公園等の施設として整備すべき緑地	22.53 m ² /人	23.37 m ² /人	23.10 m ² /人	26 m ² /人	未達成	
市民の緑に対する満足度	増えたと思う : 5% 変わらないと思う : 34% 減ったと思う : 45% わからない : 14% (※平成21年)	-	市民アンケートで確認	増えたと思う : 50%以上	市民アンケートで確認	
■ 「守る緑」の施策目標						
市民小菜園の箇所数	10 箇所	9 箇所	7 箇所	12 箇所	未達成	
里山林保全市民団体の新規設立数	-	目標 : - 実績 : 2 団体	2 団体 (増加なし)	1 団体以上	達成	
巨木・名木情報のとりまとめ・公表	-	とりまとめた情報の周知(公表)	市内天然記念物を公表	とりまとめた追加情報の周知(公表)	達成	
身近に公園がある地域の割合(市街化区域)	71%	目標 : 73% 実績 : 71.9%	72%	75%	未達成	
■ 「創る緑」の施策目標						
ワークショップを行って整備する公園緑地の数	2 箇所	目標 : 6 箇所 実績 : 5 箇所	10 箇所	10 箇所	達成	
■ 「育てる緑」の施策目標						
市民と行政が協働で管理する公園の割合	62.7%	目標 : 68.8% 実績 : 64.5%	77.7%	75.0%	達成	
アダプトプログラム登録団体数	61 団体	目標 : 108 団体 実績 : 101 団体	155 団体	159 団体	概ね達成	

4-3 具体施策の実施状況

現行計画の具体施策は、概ね実施されています。

○「具体施策 17」の景観作物の栽培による耕作放棄地の解消、「具体施策 41」の地区計画などの指定による緑地の確保、「具体施策 57」の市民活動団体の表彰制度の創設が未実施です。

○「具体施策 40」の補助金による民有地の緑化は件数が低迷しており、情報発信・普及啓発が求められます。

○その他に、具体施策 7・27・35・36 では、目的としていた内容を十分に実施できませんでした。

■具体施策の実施状況一覧

基本方針	施策実施状況	
	実施中（継続）	検討中
■「守る緑」		
基本方針Ⅰ： 本市の骨格をなす山・川・海・農地の緑を守ります	15 施策	1 施策
基本方針Ⅱ： 農地や山林・里山などの多様な場を適切に管理し、 “緑”の質を高めます	5 施策	1 施策
基本方針Ⅲ： 地域のシンボルとなる歴史の緑を守ります	5 施策	1 施策
■「創る緑」		
基本方針Ⅰ：拠点となる公園緑地を創ります	6 施策	-
基本方針Ⅱ：身近な公園緑地を創ります	10 施策	3 施策
基本方針Ⅲ：つながる緑を創ります	7 施策	-
■「育てる緑」		
基本方針Ⅰ：緑に関する知識や情報を広めます	6 施策	1 施策
基本方針Ⅱ： 多様な主体の参画による緑のまちづくりに向けた仕組みをつくります	5 施策	1 施策

（注釈）

- ・実施中（継続）：毎年施策を継続実施し、成果が得られていることを意味します。
- ・検討中：設定した施策内容を実施できていない又は検討段階であることを意味します。